

回 答 書

業務の名称 志登茂川浄化センター施設点検運転監視等業務
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

上記業務について、下記のとおり質問がありましたので回答します。

平成29年10月27日

| 技術資料に係る質問事項 |
|--|
| (1) 業務責任者以外の配置予定従事者について 配置予定従事者の一部において派遣労働者をもって従事させることは認められるでしょうか。 |
| (2) 業務責任者以外の配置予定従事者について 派遣労働者の業務への従事が認められる場合、その派遣労働者の保有する資格は、配置予定の業務従事者の保有する資格として認められるのでしょうか。 |
| (3) 種汚泥について 種汚泥はいつ頃から、どのくらいの期間をかけて植種する予定でしょうか。ご教示願います。 |

| 回 答 |
|--|
| (1) 共通仕様書第8条に定める一括再委託等の禁止に記載する業務においては、自ら雇用する従業員の配置が望ましいですが、次の条件を満たせる場合は派遣労働者を配置予定従事者として認めるものとします。 ①派遣元が労働者派遣法に基づく許可業者であること。 ②労働者派遣契約において、配置予定の業務責任者が当該派遣労働者の指揮命令者として規定されていること。 ③当該派遣労働者の勤務条件が自ら雇用する配置予定従事者と比して著しく差異がないこと。 これら①から③の条件を証する書面を、(様式第6号) 人員配置計画書の添付書類として提出してください。 |
| (2) (様式第6号) 人員配置計画書における配置予定従事者(業務従事者)として計上される派遣労働者の保有する資格は、配置予定の業務従事者の保有する資格として認めるものとします。ただし、履行確認の対象となるため、出来高確認検査等において随時確認していきます。 |
| (3) 種汚泥の植種は供用開始後なるべく早い時期(4月中旬まで)を想定しており、2~3日間で搬送が完了する予定です。 |